

千歳市体育施設設置条例

昭和54年6月22日条例第13号

改正

昭和56年4月1日条例第9号

昭和58年9月22日条例第21号

昭和58年9月22日条例第23号

昭和61年4月1日条例第9号

平成4年12月18日条例第33号

平成7年3月20日条例第6号

平成8年3月28日条例第7号

平成10年6月23日条例第16号

平成14年9月20日条例第27号

平成16年3月26日条例第8号

平成17年4月1日条例第19号

平成18年4月1日条例第25号

平成22年3月24日条例第13号

平成24年6月19日条例第11号

平成26年3月6日条例第2号

令和6年3月26日条例第3号

令和8年3月26日条例第7号

千歳市体育施設設置条例

(設置)

第1条 スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図り、もつて健康で明るい市民生活の形成に資するため、千歳市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 体育施設は、市長が管理する。

2 体育施設の開設期間及び開場又は開館時間は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開設期間及び開場又は開館時間を延長し、又は短縮するこ

とができる。

3 ふれあいセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 月の最後の金曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、休日の前日

(使用の承認)

第4条 別表第3に掲げる体育施設を使用しようとする者(青空公園スケート場、青葉多目的広場及び青葉水泳プールにあつては、当該施設の全部又は一部を独占して使用する者に限る。)は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の体育施設以外の体育施設を使用しようとする者で、当該施設の全部又は一部を独占して使用しようとするものは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認をする場合において、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、体育施設の使用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他体育施設の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項又は第2項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた目的以外に体育施設を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

第7条 第4条第1項の承認を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 附属設備及び備付物品の使用料は、規則で定める。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の制限)

第9条 使用者は、体育施設の使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、第4条第1項又は第2項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第4条第1項又は第2項の承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第4条第3項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (4) 第5条各号の一に該当することとなつたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、体育施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、体育施設の使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第13条 市長の承認を受けた者以外は、体育施設及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(指定管理者による管理)

第14条 体育施設の管理は、市長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合にあつては、第3条第2項及び第3項中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条、第5条、第9条、第10条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2中「市長が」とあるのは「指定管理者が、市長の承認を得て」とする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の使用の承認に関する業務
- (2) 体育施設の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第16条 指定管理者が体育施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第7条第1項及び第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第7条及び第8条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年9月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年9月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年12月18日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（千歳市都市公園条例の一部改正）

2 千歳市都市公園条例（昭和43年千歳市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 青空公園の項中

「ふれあいセンター」	1日	3,600円	1,800円	900円
	半日	1,800円	900円	450円
	1時間までごとに	600円	300円	150円」

を削り、同表備考中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行の日前にした行為に対する千歳市都市公園条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月20日条例第6号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（千歳市都市公園条例の一部改正）

2 千歳市都市公園条例（昭和43年千歳市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次のよう（略）

附 則（平成10年6月23日条例第16号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。（後略）

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の千歳市スポーツセンター条例別表の規定、第2条の規定による改正後の千歳市体育施設設置条例別表第2の規定、第3条の規定による改正後の千歳市開基記念総合武道館条例別表の規定及び第4条の規定による改正後の千歳市温水プール条例別表第1の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお、従前の例による。

附 則（平成17年4月1日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市体育施設設置条例第14条の規定に基づき体育施設の全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千歳市体育施設設置条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市体育施設設置条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月19日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年3月6日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 9 この条例の施行前に附則第4項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、附則第4項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和6年3月26日条例第3号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月26日条例第7号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
千歳市民球場	千歳市泉沢868番地の22
青葉球場	千歳市真町2196番地の1
上長都公園野球場	千歳市上長都1051番地の19
若草公園野球場	千歳市若草5丁目4番地
青葉少年野球場	千歳市真町176番地の3
住吉ソフトボール場	千歳市住吉1丁目3番地の1、同番地の2、同番地の3、1594番地

あずまソフトボール場	千歳市青葉2丁目5番地の23
臨空公園ソフトボール場	千歳市泉沢1007番地の52
青葉陸上競技場(サッカー場)	千歳市真町176番地の1
青葉公園サッカー場	千歳市泉沢868番地の22、同番地の26、同番地の27
青空公園サッカー場	千歳市あずさ1丁目1096番地
臨空公園サッカー場	千歳市泉沢1007番地の112
青葉公園ラグビー場	千歳市泉沢868番地の23
青葉公園庭球場	千歳市真町2196番地の1
すみよし2号公園庭球場	千歳市住吉2丁目4番地
末広東公園庭球場	千歳市末広3丁目29番地、302番地の1
しゆくぷ公園庭球場	千歳市梅ヶ丘2丁目8番地の1
つばさ公園庭球場	千歳市泉沢1007番地の127
上長都明星公園庭球場	千歳市上長都5番地の2
向陽台公園庭球場	千歳市文京3丁目4番地の1
青空公園スケート場	千歳市あずさ1丁目1096番地
青葉多目的広場	千歳市真町176番地の3
青葉水泳プール	千歳市真町176番地の3
ふれあいセンター	千歳市あずさ1丁目1番13号
泉郷多目的広場	千歳市泉郷289番地の4

別表第2(第3条関係)

施設名	開設期間	開場又は開館時間
千歳市民球場	4月から10月までの間において 市長が定める期間	午前5時～午後6時
青葉球場		
上長都公園野球場		
若草公園野球場		
青葉少年野球場		
住吉ソフトボール場		
あずまソフトボール場		

臨空公園ソフトボール場			
青葉陸上競技場(サッカー場)			
青葉公園サッカー場			
青空公園サッカー場			
臨空公園サッカー場			
青葉公園ラグビー場			
青葉公園庭球場			午前5時～午後10時
すみよし2号公園庭球場			午前5時～午後6時
末広東公園庭球場			
しゆくぷ公園庭球場			
つばさ公園庭球場			午前5時～午後10時
上長都明星公園庭球場			午前5時～午後6時
向陽台公園庭球場			午前5時～午後10時
青空公園スケート場	夏季	4月から10月までの間において市長が定める期間	午前5時～午後6時
	冬季	12月から翌年2月までの間において市長が定める期間	午前10時～午後8時
青葉多目的広場	夏季	4月から10月までの間において市長が定める期間	午前5時～午後6時
	冬季	12月から翌年2月までの間において市長が定める期間	午前9時～午後9時
青葉水泳プール	6月から9月までの間において市長が定める期間		午前10時～午後5時
泉郷多目的広場	夏季	4月から10月までの間において市長が定	午前9時～午後6時

		める期間	
	冬季	12月から翌年2月までの間において市長が定める期間	
ふれあいセンター	通年		午前9時～午後9時

別表第3(第4条、第7条関係)

体育施設	使用料(単位:円)						
	単位	中学生以下		高校生		一般	
		市内在住者	市内在住者以外の者	市内在住者	市内在住者以外の者	市内在住者	市内在住者以外の者
千歳市民球場	1日	5,000	10,000	7,500	15,000	15,000	30,000
	半日	2,500	5,000	3,800	7,600	7,500	15,000
	1時間までごとに	770	1,500	1,200	2,400	2,300	4,600
青葉球場	1日	1,200	2,400	1,800	3,600	3,600	7,200
	半日	600	1,200	900	1,800	1,800	3,600
	1時間までごとに	150	300	230	460	450	900
上長都公園野球場	1日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
	半日	400	800	600	1,200	1,200	2,400
	1時間までごとに	100	200	150	300	300	600
若草公園野球場	1日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
	半日	400	800	600	1,200	1,200	2,400
	1時間までごとに	100	200	150	300	300	600
青葉少年野球場	1日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
	半日	400	800	600	1,200	1,200	2,400

		1時間まで ごとに	100	200	150	300	300	600
臨空公園ソ フトボール 場	1面に つき	1日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
		半日	400	800	600	1,200	1,200	2,400
		1時間まで ごとに	100	200	150	300	300	600
住吉ソフト ボール場	1面に つき	1日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
		半日	400	800	600	1,200	1,200	2,400
		1時間まで ごとに	100	200	150	300	300	600
あずまソフ トボール場		1日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
		半日	400	800	600	1,200	1,200	2,400
		1時間まで ごとに	100	200	150	300	300	600
青葉陸上競 技場	個人	1回	無料	200	150	300	300	600
	専用	1日	5,000	10,000	7,500	15,000	15,000	30,000
		半日	2,500	5,000	3,800	7,600	7,500	15,000
		1時間まで ごとに	770	1,500	1,200	2,400	2,300	4,600
青葉陸上競 技場(サッカー 場)		1日	2,000	4,000	3,000	6,000	6,000	12,000
		半日	1,000	2,000	1,500	3,000	3,000	6,000
		1時間まで ごとに	250	500	380	760	750	1,500
青葉公園サ ッカー場		1日	2,000	4,000	3,000	6,000	6,000	12,000
		半日	1,000	2,000	1,500	3,000	3,000	6,000
		1時間まで ごとに	250	500	380	760	750	1,500

臨空公園サッカー場		1日	1,200	2,400	1,800	3,600	3,600	7,200
		半日	600	1,200	900	1,800	1,800	3,600
		1時間まで ごとに	150	300	230	460	450	900
青空公園サッカー場		1日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
		半日	400	800	600	1,200	1,200	2,400
		1時間まで ごとに	100	200	150	300	300	600
青葉公園ラグビー場		1日	2,000	4,000	3,000	6,000	6,000	12,000
		半日	1,000	2,000	1,500	3,000	3,000	6,000
		1時間まで ごとに	250	500	380	760	750	1,500
青葉公園庭球場	1面に つき	1日	300	600	450	900	900	1,800
		半日	150	300	230	460	450	900
		1時間まで ごとに	50	100	80	160	150	300
すみよし2号公園庭球場	1面に つき	1日	300	600	450	900	900	1,800
		半日	150	300	230	460	450	900
		1時間まで ごとに	50	100	80	160	150	300
末広東公園庭球場		1日	300	600	450	900	900	1,800
		半日	150	300	230	460	450	900
		1時間まで ごとに	50	100	80	160	150	300
しゆくぷ公園庭球場		1日	300	600	450	900	900	1,800
		半日	150	300	230	460	450	900
		1時間まで	50	100	80	160	150	300

		ごとに						
つばさ公園 庭球場	1面に つき	1日	300	600	450	900	900	1,800
		半日	150	300	230	460	450	900
		1時間まで	50	100	80	160	150	300
		ごとに						
上長都明星 公園庭球場		1日	300	600	450	900	900	1,800
		半日	150	300	230	460	450	900
		1時間まで	50	100	80	160	150	300
		ごとに						
向陽台公園 庭球場	1面に つき	1日	300	600	450	900	900	1,800
		半日	150	300	230	460	450	900
		1時間まで	50	100	80	160	150	300
		ごとに						
青空公園ス ケート場	専用	1日	1,600	3,200	2,400	4,800	4,800	9,600
		半日	800	1,600	1,200	2,400	2,400	4,800
		1時間まで	200	400	300	600	600	1,200
		ごとに						
青葉多目的 広場	専用	1日	370	740	550	1,100	1,100	2,200
		半日	180	360	280	560	550	1,100
		1時間まで	60	120	90	180	170	340
		ごとに						
青葉水泳プ ール	専用	1日	270	540	400	800	800	1,600
		半日	130	260	200	400	400	800
		1時間まで	40	80	60	120	120	240
		ごとに						
ふれあいセ ンター(テニ		1日	1,800	3,600	2,700	5,400	5,400	10,800
		半日	900	1,800	1,400	2,800	2,700	5,400

スコート)		1時間まで ごとに	300	600	450	900	900	1,800
ふれあいセ ンター(ゲー トボール場)	1面に つき	1日	900	1,800	1,400	2,800	2,700	5,400
		半日	470	940	700	1,400	1,400	2,800
		1時間まで ごとに	150	300	230	460	450	900

## 備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者及びこの者で構成される団体をいう。
- 2 市内在住者には、前項に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含むものとする。
- 3 高校に在学していない者で18歳未満の者の使用（18歳に達する日の属する年度の末日までの使用を含む。）に係る使用料は、高校生の使用料を適用する。
- 4 使用者が入場料を徴収して使用するときの使用料は、入場料総額の100分の10に相当する額とする。
- 5 前項の入場料総額の100分の10に相当する額が、この表による使用料の額よりも少額るときは、同項の規定にかかわらず、この表による使用料の額とする。
- 6 1日とは、午前6時から午後5時までとする。
- 7 半日とは、正午をもつて区分し、その前後を各半日とする。
- 8 1日を単位として定めている場合は1日未満の端数は1日とし、半日を単位として定めている場合は半日未満の端数は半日とし、1時間を単位として定めている場合は1時間未満の端数は1時間とする。
- 9 午後5時以後は、時間ごとの使用料とする。
- 10 ふれあいセンターの使用に当たっては、11月1日から4月末日までの間は、当該使用に係る使用料の100分の10に相当する額を暖房料として徴収する。
- 11 市内在住者であつて、65歳以上の者が個人でスポーツのために使用する場合は、一般の使用料の2分の1に相当する額（10円未満の端数は、四捨五入する。）とする。